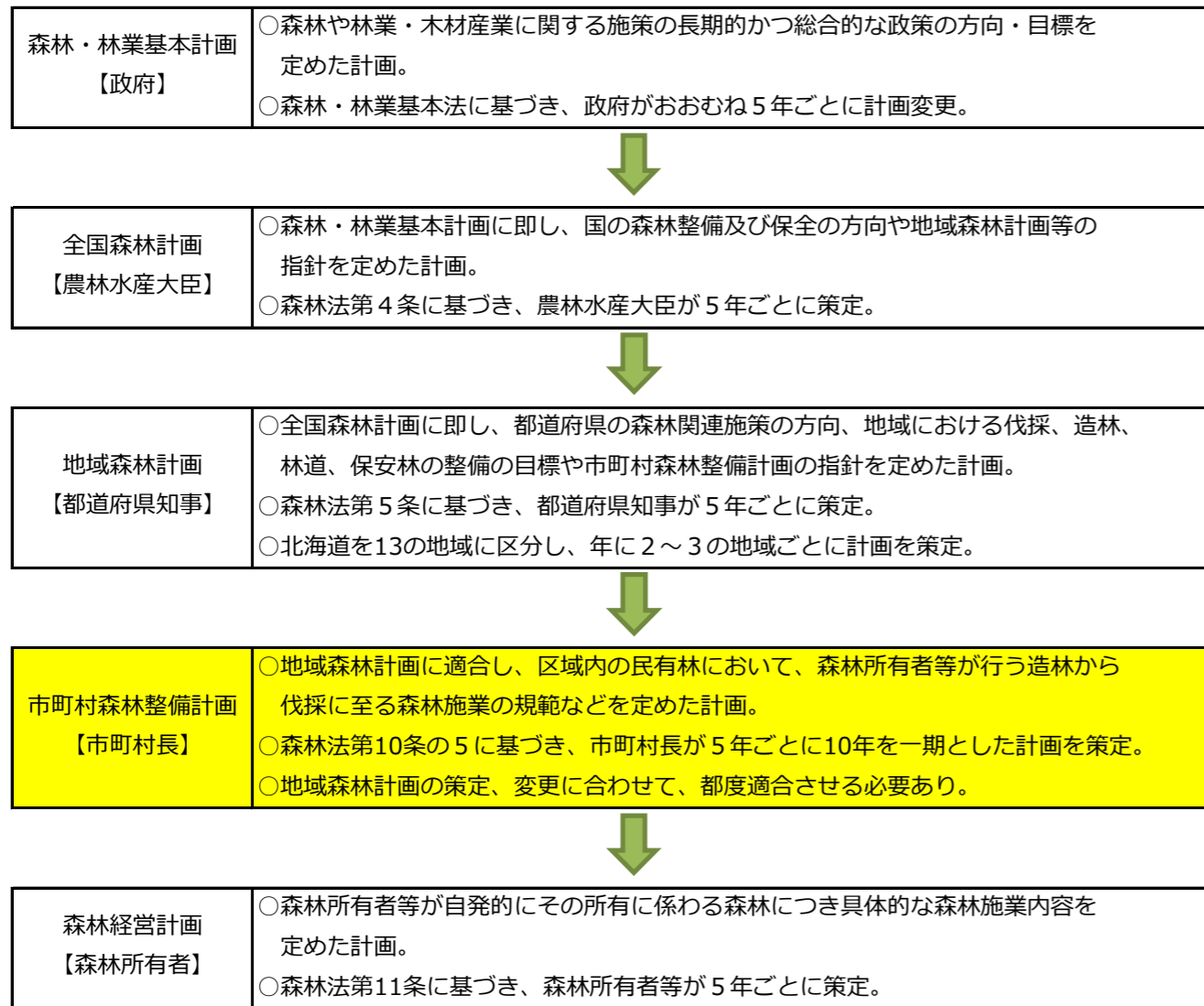


帯広市森林整備計画（骨子案）について

1. 計画策定の趣旨

本計画は、民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や、これを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想として策定するもの。

2. 計画の位置づけ



3. 計画の期間

現計画：令和元（2019）年度から令和10（2028）年度



新計画：令和6（2024）年度から令和15（2033）年度

4. 計画の構成（案）

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
- II 森林の整備に関する事項
- III 森林の保護に関する事項
- IV 森林の保健機能の増進に関する事項
- V その他森林の整備のために必要な事項

5. 主な変更点（案）

《北海道の地域森林計画に基づき全市町村が変更する事項》

(1) 生物多様性ゾーン^{※1}の考え方に関する事項の追加

⇒ 地域森林計画に即して、水源涵養林や山地災害防止林等、全ての森林の区域・ゾーニングを記載する必要があることから、これまで記載していなかった生物多様性ゾーンについて、「森林整備の基本方針」に基本的な考え方を追加するほか、望ましい森林の姿、森林の整備及び保全の考え方、区域の設定や施業の方法を追加するもの。

※1 生物多様性ゾーン

河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮や、貴重な森林生態系を維持するなど、特に保全が求められる森林に設定。帯広市は設定箇所なし。

(2) 下刈り等の保育に関する事項の追加・修正

⇒ 地域森林計画に即して、下刈り等における標準的な方法と実施時期について記載内容を見直す必要があることから、「森林の整備に関する事項」に下刈り等の目的や省力化・効率化などの事項を追加するほか、実施時期の表記を修正するもの。

《森林の経年変化等により帯広市が変更する事項》

(1) 現況に応じた森林の区域の変更・削除

⇒ 森林の現況が変化したことにより森林の区域を変更するほか、林地開発や伐採後の転用などにより森林が形成されていない箇所を削除するもの。

6. スケジュール

- | | |
|-------|---|
| 12月下旬 | 北海道が策定する十勝地域森林計画の決定 |
| 1月12日 | 経済文教委員会へ計画骨子案の報告 |
| 1月下旬 | 帯広市森林整備計画実行管理推進チーム ^{※2} 会議にて意見聴取 |
| 2月9日 | 経済文教委員会へ計画案の報告 |
| 2月中旬～ | 公告・縦覧（概ね1か月） |
| 3月中旬 | 国の意見聴取・北海道との協議 |
| 3月下旬 | 帯広市森林整備計画の決定 |

※2 帯広市森林整備計画実行管理推進チーム

森林施業プランナー、林業関係団体等の森林・林業の専門的な技術や知識を有する関係者で構成する機関。帯広市森林整備計画を実行性のある計画とするため、意見を聴取することを目的として設置している。